

【申請期限延長】 定額減税補足調整給付金（不足額給付）

■定額減税補足調整給付金（不足額給付）の申請書提出期限を下記のとおり延長しました。

【変更前】

令和7年10月31日（金曜日）まで
※郵送の場合は、10月31日の消印有効

【変更後】

令和7年12月1日（月曜日）まで
※郵送の場合は、12月1日の消印有効

申請書の送付

申請が必要な方には、申請書を9月上旬から順次送付しています。まだ、申請されていない方はお早めに申請してください。

■申請書提出期限

令和7年12月1日（月曜日）
※郵送の場合は、12月1日の消印有効

注意事項

- 提出期限内に「調整給付金（不足額給付分）申請書」の提出がない場合には、本給付金の支給を辞退したものとみなしますので、ご注意ください。
- 富里市から送付した「調整給付金（不足額給付分）申請書」を紛失してしまった場合は、担当までご連絡ください。再度、送付させていただきます。



■市公式ホームページ
定額減税補足調整給付金
（不足額給付）のお知らせ



担 当 企画財政部課税課市民税班
担当者 塙・桑名・城本
電 話 0476-93-0443（直通）